

富良野市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、富良野市職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう。
- (3) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者に対し、障がいを理由として障がい者でない者と異なる不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者等（障がい者及びその家族その他の関係者をいう。以下同じ。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、職員を監督する地位にあるもの（以下「監督者」という。）は、前2条の事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の事務又は事業を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、監督下にある職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮が提供されないことに対する相談、苦情の申出等があった場合は、速やかに状況を確認すること。
 - (3) 前号の場合において、合理的配慮の必要性が確認されたときは、監督下の職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じたときは、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制)

第6条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者等及びその家族その他の関係者からの相談等については、当該職員の所属する課等（以下この条において「担当課等」という。）で対応するものとする。

- 2 前項の相談等を受けるときは、性別、年齢、障がいの状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ、電子メールその他障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 担当課等で受けた相談等は、障害者差別解消法に関する障がい者相談等対応報告書（第1号様式）により、保健福祉部福祉課へ報告するものとする。
- 4 担当課等で受けた相談等は、相談者のプライバシーに配慮した上、保健福祉部福祉課でとりまとめ、庁内で情報共有を図り、以後の相談等及び別に定める留意事項の見直しにおいて活用するものとする。

(研修及び啓発)

第7条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、市長は、職員に対し、必要に応じて研修又は啓発を行うものとする。

- 2 職員は、前項の研修を積極的に受講し、障がいを理由とする差別の解消の推進について理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。